

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）等に対する意見公募の結果について

令和 8 年 10 月 21 日
原子力規制委員会

1. 概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）等について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和8年7月 30 日から同年8月 28 日まで(30 日間)

対 象：

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所(再処理施設)の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程(案)
- 廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程(案)

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数:5件¹

○提出意見に対する考え方:別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは3件であった。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する
考え方の全部を改正する規程（案）等に対する御意見への考え方

令和8年10月21日

1 改正国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方		
整理番号	御意見の概要	考え方
1-1-1	<p>（燃料体の炉心等からの取出しの状況に対する御意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「第 5 申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項に対する審査」第 4 項では、「燃料体の炉心等からの取出しの状況（特定研究開発段階発電用原子炉を除く。）」と規定されている。この括弧書きに従えば、もんじゅは特定研究開発段階発電用原子炉に該当するため、本項の適用対象外であると理解される。 ➤ しかし、「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」改正案では第 3 項は変更されておらず、「（前略）第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。」に従うと、第 1 項第 4 号「燃料体の炉心等からの取出しの状況」は記載する必要がある、矛盾している。 ➤ このため、当該記載（括弧書き）は削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号。以下「研開炉規則」という。）第 111 条第 3 項の特定研究開発段階発電用原子炉の廃止措置計画について、申請書本文への燃料体の炉心等からの取出しの状況の記載が不要となるように修正します。これにより、研開炉規則と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（もんじゅの審査の考え方）との矛盾はなくなりますので、もんじゅの審査の考え方への御指摘の部分は原案のとおりとします。
1-2-1	<p>（燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書に対する御意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 旧規程の「第 6 申請書に添付する書類及びその記載事項に対する審査」第 1 項「燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書」では、第 2 号「燃料体が炉心等から取り出されている場合」に「燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料が添付されていること」が規定されていたが、新規程の第 1 項ではこの記載が削除されているため、廃止措置計画への記載の可否および記載箇所について、示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ なお、燃料体を炉心等から取り出し済みである高速増殖原型炉もんじゅは、特定研究開発段階発電用原子炉には該当しません。改正後の研開炉規則第 111 条第 1 項第 4 号に基づき、燃料体が炉心等から取り出されていることを示していただくこととなります。 ➤ なお、研開炉規則と同様の条文構成となっている試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）第 16 条の 6 第 3 項及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理

1 改正国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方		
整理番号	御意見の概要	考え方
		府令第10号)第19条の5第3項についても同趣旨の修正を行いました。
1-3-1	<p>(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する意見)</p> <p>➤ 施設ごとに費用額や資金調達方法が異なるため、一律の金額、積立割合又は資金方式を定めることを求めるものではありません。個別審査において共通して確認する評価観点として、少なくとも見積総額の基準時点及び対象範囲、詳細が未確定の工事費用の見積方法、費用を総額に含めていない場合の項目、理由及び記録方法、見積りに用いた工程、工法、物価、処分方法その他の前提条件、単一の確定額を算出できない場合の概算、幅又は不確実性の示し方、物価、工程、工法、施設状態又は処分方法の変化に伴う再評価条件、積立基金、運営費交付金その他の資金を「確実」と判断する際に確認する資料、将来の予算措置に依存する場合に、どの範囲までを確実と評価するか、必要な時期に必要な資金を利用できることの確認方法、見積不足又は資金不足が判明した場合の記録、計画変更、関係機関への受渡し、再審査その他の処理、評価結果の記録先及び次回評価への引継ぎ方法を解説又は関連資料に示してください。</p>	<p>➤ 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書の改正の趣旨は、2026年度 IRRS ミッション報告書に基づく勧告を踏まえ、原子炉施設の解体に要する資金の調達方法等を確認することを明確化するものです。</p> <p>➤ 費用の適切性及び調達方法の確実性を審査するに当たっては、施設の性質や廃止措置の段階に応じて審査の中で個別に判断する必要があるため、審査基準案では共通の確認の考え方及び確認する資料の例を示しています。</p>
1-3-2	<p>(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する意見)</p> <p>➤ 資金の使途の明細開示 特に国立研究開発法人が保有する施設(もんじゅ、東海再処理施設等)については、廃止措置に要する費用が最終的に国の予算によって賄われることを踏まえ、資金調達計画だけでなく、実際の資金の使途について、委託先・再委託先を含めた資金の流れを追跡できる明細を定期的に公表すること。</p>	

1 改正国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 第三者による検証体制の構築 資金計画の妥当性の審査に当たっては、原子力規制委員会及び事業者（機構）の内部関係者のみによる評価にとどまらず、原子力工学以外の分野（会計・契約・調達の専門家等）を含めた独立した第三者委員会を設置し、定期的に資金計画及びその執行状況を検証する仕組みを求める。専門家による審査であっても、審査者と事業者との間に利害関係や馴れ合いが生じないよう、委員の選任プロセスの透明性を併せて確保すること。 わかりやすい情報公開 専門家向けの技術文書だけでなく、一般国民が理解できる形式で、廃止措置の進捗状況及び費用の執行状況を定期的に公表すること。 	
1-4-1	<p>（廃止措置に係る品質マネジメントシステムに対する御意見）</p> <p>もんじゅ改正案の「廃止措置に係る品質マネジメントシステム」における、令和2年原子力規制委員会規則第2号は、令和2年原子力規制委員会規則第2号の誤記と考えられるため、修正してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり修正します。
1-5-1	<p>（記載事項全般に対する御意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細な工程を全期間にわたり記載することが困難な場合に主要工程・全体見通しで認可申請を認め、逐次変更認可を可能とする点は、柔軟性を持たせる点で一定評価できます。しかし、性能維持施設の詳細設定や費用見積り・資金調達計画の追記を求める部分は、事業者・行政双方の事務負担を増大させます。確認内容が実質的に変わらないのであれば、記載義務を大幅に削減し、行政事務の削減を徹底してください。国による過剰介入を避けるべきです。 	<ul style="list-style-type: none"> 専ら施設に係る改正の趣旨は、専ら施設が廃止措置の段階で新たに設置される施設であるため、設計及び工事の計画を記載することで、当該施設が性能維持施設としての機能を持っているかの確認及び確実な原子力規制検査の実施を可能とすることです。 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書の改正の趣旨は、原子炉施設の解体に要する資金の調達方法等を確認することを明確化するものです。 これらの改正により、廃止措置の確実な実施につながるものであることから、原案のとお

1 改正国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方		
整理番号	御意見の概要	考え方
		りとします。

2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方		
整理番号	御意見の概要	考え方
2-1	<p>（廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本改正案は、IRRS からの勧告を踏まえ、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書において、資金の調達方法等を示すことを求める旨を追記するものである。この方向性自体は評価するが、実効性を確保するため、以下の点についてさらに踏み込んだ措置を求める。 ➤ 資金の使途の明細開示 特に国立研究開発法人が保有する施設（もんじゅ、東海再処理施設等）については、廃止措置に要する費用が最終的に国の予算によって賄われることを踏まえ、資金調達計画だけでなく、実際の資金の使途について、委託先・再委託先を含めた資金の流れを追跡できる明細を定期的に公表すること。 ➤ 第三者による検証体制の構築 資金計画の妥当性の審査に当たっては、原子力規制委員会及び事業者（機構）の内部関係者のみによる評価にとどまらず、原子力工学以外の分野（会計・契約・調達の専門家等）を含めた独立した第三者委員会を設置し、定期的に資金計画及びその執行状況を検証する仕組みを求める。専門家による審査であっても、審査者と事業者との間に利害関係や馴れ合いが生じないよう、委員の選任プロセスの透明性を併せて確保すること。 ➤ わかりやすい情報公開 専門家向けの技術文書だけでなく、一般国民が理解できる形式で、廃止措置の進捗状況及び費用の執行状況を定期的に公表すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1-3-1 と同様

3 廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド		
整理番号	御意見の概要	考え方
3	<p>（廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの記載内容全般に対する御意見）</p> <p>➤ 維持管理方法の詳細化は安全確保に寄与する可能性を持ちますが、全体として書類作成・審査の複雑化を招き、コストを押し上げます。減税派の立場から、規制によるコスト増は電気料金や税金を通じて国民負担を増やし、減税を阻害します。実用発電用原子炉について廃炉拠出金納付の証明で足りるとする点は合理的ですが、さらなる簡素化を求めます。</p>	<p>➤ 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書の改正の趣旨は、原子炉施設の解体に要する資金の調達方法等を確認することを明確化するものです。</p> <p>➤ 本改正により廃止措置の確実な実施につながるものであることから、原案のとおりとします。</p>

4 その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
4-1	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 意見形成に必要な中核資料を公募入口から確認できるようにするとともに、文書再編の基礎、接続先及び検証結果を示してください ➤ 本案件は、廃止措置に関する安全確認を弱めることを主目的とするものではなく、審査実績を踏まえて、申請書本文と添付書類の重複を解消し、審査基準、記載要領及び解説の役割を整理する改正であると理解しています。また、行政側は、この文書再編について、改正前後で確認する内容は変わらないと説明しています。しかし、意見募集の入口には、全部改正の内容及び改正前後の確認機能を判断するために必要な中核資料が、一体的に添付又は案内されていません。 ➤ 今回の改正を確認するためには、少なくとも次の資料を、別の掲載場所から資料名を検索して探す必要がありました。2026 年 7 月 29 日第 24 回原子力規制委員会資料 2、「廃止措置計画の審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善」、現行の「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」、現行の「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」、現行の「廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド」 ➤ 公募資料の不足が判明した場合に追加掲載及び周知を行えるよう、今後の意見募集資料の作成・掲載手続として、必要資料を点検する処理も整理してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、2026 年 8 月 5 日付で意見公募ページに以下の資料を添付しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度第 24 回原子力規制委員会資料 2 ・高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（現行版） ・核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（現行版）
4-2	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本件は、もんじゅ及び核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画について、認可審査の「考え方」を全面的に整理し直すものと理解しています。改訂履歴からも、平成 29 年策定、令和 2 年の検査制度改正に続き、令和 8 年に廃止措置計画の審査基準改正に合わせて全部改正する位置づけであることが示されていま 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 2 項の「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって」の趣旨は、命令等の案が命令等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に命令等において定

4 その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>す。</p> <p>➤ 行政手続法 39 条 2 項の趣旨を踏まえたお願いです。命令等の案を公示する際に、「具体的かつ明確な内容」と「題名・根拠法令条項の明示」を丁寧に満たすことは、納税者に対する説明責任であると同時に、行政官ご自身を不必要な批判や誤解から守るための盾にもなります。本件のような高度に専門的な案件こそ、平易な背景説明と成果目標・KPI の提示によって、国民と行政が同じ方向を向いて安全な廃止措置を進めていることを示していただきたいです。</p>	<p>めようと考えている事項が具体的かつ明確に記載されていることを求めるものです。原案は、定めようとする内容を改正案の形で具体的かつ明確に示しており、この要件を満たしていると考えています。</p> <p>➤ よって原案のとおりとします。</p>